

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号（最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第2号））の解説の一部改正の新旧対照表

- 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号（最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第2号））の解説
- ・改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン (令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号（最終改正令和6年 個人情報保護委員会・総務省告示第2号）) の解説</p> <p>令和4年3月</p> <p>個人情報保護委員会</p> <p>総務省</p> <p><u>(令和7年4月更新)</u></p> <p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説</p> <p>目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】 [略]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法 令等の内容は、<u>令和7年4月1日</u>時点とする。</p>	<p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン (令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号（最終改正令和6年 個人情報保護委員会・総務省告示第2号）) の解説</p> <p>令和4年3月</p> <p>個人情報保護委員会</p> <p>総務省</p> <p><u>(令和6年3月更新)</u></p> <p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説</p> <p>目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】 [同左]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法 令等の内容は、<u>令和6年3月12日</u>時点とする。</p>
1 [略]	1 [同左]
2 定義	2 定義

2-1・2-2 [略]	2-1・2-2 [同左]
2-3 個人識別符号（法第2条第2項関係）	2-3 個人識別符号（法第2条第2項関係）
[略] (参考) 法第2条（第2項） [略]	[同左] (参考) 法第2条（第2項） [同左]
政令第1条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等</u> (4) <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号</u> (5) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</u> (6) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード</u> (7) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等</u>	政令第1条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) [同左] (3) <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号</u> (4) <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</u> (5) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード</u> (6) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号</u> (7) <u>次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号等</u>

- (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
- (9) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (10) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第2条

[略]

規則第3条

令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。

号、記号その他の符号

- イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
- ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
- ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証
- (8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第2条

[同左]

規則第3条

令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (2) 令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (3) 令第1条第7号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番

<p>規則第4条</p> <p><u>令第1条第10号の個人情報保護委員会規則</u>で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(7) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(8)・(9) [略]</p>	<p><u>号及び保険者番号</u></p> <p>規則第4条</p> <p><u>令第1条第8号の個人情報保護委員会規則</u>で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [同左]</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(7) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(8)・(9) [同左]</p>
<p>2-4・2-5 [略]</p> <p>2-6 個人情報取扱事業者（法第16条第2項・法第2条第9項、第10項、第11項・法別表第2関係）</p> <p>[略]</p> <p>（参考）</p>	<p>2-4・2-5 [同左]</p> <p>2-6 個人情報取扱事業者（法第16条第2項・法第2条第9項、第10項、第11項・法別表第2関係）</p> <p>[同左]</p> <p>（参考）</p>
<p>法第16条（第2項）</p> <p>[略]</p> <p>法第2条（第9項）</p> <p>[略]</p>	<p>法第16条（第2項）</p> <p>[同左]</p> <p>法第2条（第9項）</p> <p>[同左]</p>

法第2条（第10項）

[略]

法第2条（第11項）

[略]

法別表第2

名称	根拠法
[略]	[略]
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法
国立大学法人	国立大学法人法
[略]	[略]

2-7~2-20 [略]

3 事業者の義務

3-1~3-8 [略]

3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等について（第20条～第27条関係）

3-9-1~3-9-6 [略]

3-9-7 開示等の請求等に応じる手続（第25条関係）

[略]

(※2) 確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のため

法第2条（第10項）

[同左]

法第2条（第11項）

[同左]

法別表第2

名称	根拠法
[同左]	[同左]
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法

2-7~2-20 [同左]

3 事業者の義務

3-1~3-8 [同左]

3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等について（第20条～第27条関係）

3-9-1~3-9-6 [同左]

3-9-7 開示等の請求等に応じる手続（第25条関係）

[同左]

(※2) 確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のため

に事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

なお、代理人による来所や送付等の場合にあっては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し、また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。

事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が事業者に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による電子署名

事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が事業者に対して登録済み

の登録情報（生年月日等）、コールバック

事例 4) 送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の資格確認書等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付

(※3) [略]

(参考) [略]

に事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

なお、代理人による来所や送付等の場合にあっては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し、また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。

事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が事業者に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による電子署名

事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が事業者に対して登録済み

の登録情報（生年月日等）、コールバック

事例 4) 送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付

(※3) [同左]

(参考) [同左]

3-9-8・3-9-9 [略]

3-10~3-12 [略]

4~8 [略]

【付録】 [略]

3-9-8・3-9-9 [同左]

3-10~3-12 [同左]

4~8 [同左]

【付録】 [同左]